

保護者の皆さまへ

富田林市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しにかかる対応について

平素は、本市教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、厚生労働省により、新型コロナウイルス感染症の患者（以降、「り患者」）に対する療養期間等の見直しが決定され、大阪府教育庁より通知がありました。本市立学校園では、この通知をふまえ、該当する児童生徒等に対して以下のとおり対応いたします。

お子様が、新型コロナウイルス感染症にり患したことを確認した場合は、これまでどおり、学校へ連絡いただきますとともに、ご自宅での健康観察の徹底等、感染予防対策にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、現時点での情報をもとに適切に対応することが重要となります。保護者の皆さまには、ご心配をおかけしておりますが、感染拡大防止のため、今後とも関係機関と連携して参りますので、引き続き、ご理解とご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

【り患者の療養期間】

○ 以下のとおり、り患者にかかる療養期間に対応した期間は出席停止となります。

- ・ 有症状の場合は、発症日を0日目として7日間
- ・ 無症状の場合は、検体採取日を0日目として7日間

※ 上記療養期間の解除後も、有症状の場合は10日間が経過するまで、無症状の場合は7日間が経過するまで、以下のような「感染リスクの高い行動」を控えていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「感染リスクの高い行動」の例

- ・ 高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触
- ・ 上記の方々が多く入所、入院する高齢者、障がい児者施設や医療機関への訪問
- ・ 不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントへの参加（教育活動を除く）

※ 裏面「新型コロナウイルス感染症と診断された後の流れ」は、大阪府ホームページに掲載されている内容です。また、必要に応じて以下もご確認ください。

【新型コロナウイルス感染症 自宅待機SOS（コロナ陽性者24時間緊急サポートセンター）】

TEL：0570-055221 FAX：06-4560-9037 ※通話料はご相談者の負担となります（ナビダイヤルでの案内）。

【大阪府HP：自宅療養者支援サイト】https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku_ryouyou/index.html

【大阪府HP：新型コロナ受診相談センターについて】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html#zyusinnsoudann>

お問い合わせ先 富田林市教育委員会 教育指導室 0721-25-1000（内線361・356）